島原半島地域の交通機能強化検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 島原半島地域において、今後の道路整備の方向性や交通機能の強化を図る方策の検討にあたり、広く地域に根ざした具体的な意見を求めるため、島原半島地域の交通機能強化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、提言を行うものとする。
 - (1) 島原半島地域における道路整備のあるべき方向性
 - (2) 島原半島地域において交通機能の強化を図る方策
 - (3) 県が提示する検討内容や計画案に関すること
 - (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、長崎県土木部長が委嘱する委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の廃止までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 委員会に、委員長1名を置く。
 - 2 委員長は、委員の互選により決定する。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となるとともに、会務を総理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、長崎県土木部道路建設課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員 長が定める。

附則

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。